

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 28 年 1 月 29 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

記

相手方	_____
損害賠償の額	1,300,000 円
事故の概要	平成 27 年 12 月 22 日午後 0 時 10 分頃、橋本市市脇地内において、紀の川北側堤防を西から東へ走行していたところ、前方を走行していた相手方車輛が赤信号により停止したが、市が十分な車間距離をとっていなかったため、ブレーキが間に合わず相手車輛後部に追突した。 この事故により相手方の車輛が破損した。